

青少年保護育成条例のしおり



条例の目的

(第1条)

この条例は、青少年の健全育成についての基本理念や県・保護者・県民・事業者の責務を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とします。

基本理念

(第2条)

- 青少年は、健全に成長し、自立した社会の一員となる存在です。
- 県民は、青少年への影響を意識して行動しましょう。
- 社会全体の協力により、青少年を守り、支え、育てましょう。

青少年

(第7条)

乳幼児も含めた、18歳未満の全ての方（既婚者を除く）となります。

スマートフォン等へのフィルタリングの義務など(第35条~第41条)



法律

青少年インターネット環境整備法では、事業者（携帯電話事業者又は携帯電話販売店）に対し、スマートフォン等の契約者又は使用者が青少年の場合、次のような義務を課しています。

- ・通信サービスの提供に当たっては、フィルタリングサービスの利用を条件にすること
 - ・契約時に店頭で、スマートフォン等の端末にフィルタリングを設定すること
- ※保護者がフィルタリングの利用又は店頭での設定を不要と申し出た場合を除く。

条例

保護者のルール

- フィルタリングの利用又は店頭で端末へのフィルタリングの設定をやむを得ない理由等により不要と申し出る場合は、理由等を記載した書面等を事業者提出しなければなりません。
- 保護者は、青少年の発達段階に応じて、インターネットを閲覧することができる時間を制限する機能など、青少年のインターネット利用を制限・監督する機能の活用を努めなければなりません。

事業者のルール

- 保護者から提出された、フィルタリングの利用又は店頭で端末へのフィルタリングの設定を不要とする申出書を、一定期間保存しなければなりません。
- 携帯電話販売店では、青少年が利用する携帯電話インターネットの契約をする際に、保護者などに対してフィルタリングの必要性やインターネット利用の制限・監督する機能などを書面で説明しなければなりません。

※「フィルタリング」…お子さんに有害と思われるサイト（出会い系・アダルト・違法薬物サイト等）への接続を制限するシステム

インターネット利用に当たっての注意事項について

- ・最近では、スマートフォンや携帯型ゲーム機等、インターネットと接続できる機器が多様化しています。
- ・コミュニティサイトで知り合った相手にだまされたり、脅されたりして自分の裸体を撮影させられた上に、メール等で送られる「自画撮り被害」が起きています。



- 保護者は、青少年が有害情報を閲覧しないように努めるとともに、青少年がインターネットを適切に利用する能力を習得することができるよう努めなければなりません。

個室営業施設の制限（第27条）

- 知事は、次に掲げる店舗が、青少年に有害な営業を行っている場合には、青少年に有害な施設として指定することができます（他の法令で同様の規制がある営業を除きます）。
 - ・主にカップルを対象とする個室性のある施設を設ける飲食店
 - ・主に異性の客と会話、遊興させるサービスを行い、個室性のある施設を設ける店舗
 - ・個室内の見通しが悪いカラオケボックスやインターネットカフェ
- 営業者は、指定された施設に青少年を立ち入らせたり、客に接する業務に従事させたりしてはいけません。（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）



有害役務提供営業の制限（第27条の2～6）

- 有害役務提供営業の営業者は、青少年を客に接する業務に従事させたり、又は客としたりしてはいけません。（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）
- だれでも青少年を有害役務提供営業の客又は従業員となるよう勧誘したり、青少年に勧誘させてはいけません。また、営業者には、営業所の入口に青少年の立入を禁止する旨を表示する義務、従業員名簿を備え置く義務などが課せられ、違反した場合には、知事は、営業の停止等を命じることができます。（勧誘禁止違反：30万円以下の罰金、名簿義務違反：10万円以下の罰金、営業停止命令違反：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

有害役務提供営業とは

「リフレ」

主に異性の客に接触し、または接触させる営業（ハグ、添い寝、ひざ枕、プロレス技など）

「見学」「撮影」「作業所」

個室等で、主に異性の人の姿態を見せる（撮影させる）営業

「JK喫茶」「ガールズバー」

主に異性を接客する飲食店営業で、学校の制服で接客するものなど

「コミュニケーション」「JK散歩」

主に異性の客と会話または遊興させる営業

「その他」

従業員が水着、レオタードなど体のラインを強調する姿、下着が容易に見える姿で、主に異性の客を接客する営業



深夜営業施設への立入制限（第26条）

- カラオケボックス、インターネットカフェ（まんが喫茶）では、**保護者同伴であっても**深夜（午後11時～午前4時）に青少年を立ち入らせてはいけません。（30万円以下の罰金）
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。（10万円以下の罰金）
- その他の深夜営業施設では、深夜に青少年に帰宅を促すように努めなければなりません。



深夜外出の制限（第24条・第25条）

- 保護者は、特別な事情（夜学や夜勤、緊急の場合など）がなければ深夜（午後11時～午前4時）に青少年だけで外出させてはいけません。
- だれでも、保護者の同意を得ないで深夜に青少年を連れ出したり、同伴したり、とどめたりしてはいけません。（30万円以下の罰金）
- だれでも、深夜に外出している青少年の善導に努めなければなりません。
- 保護者は、日常生活に必要な場合（食事や買い物など）、青少年の健全な育成に資すると認められる場合（野外キャンプなど）、その他の特別な事情がある場合を除き、深夜に青少年を同伴して外出しないように努めなければなりません。



有害図書類の指定及び販売等の禁止（第10条）

- 知事は、著しく性的感情を刺激する描写があるなど指定基準に該当する図書類を、有害図書類として指定することができます（個別指定）。
また、包括指定の基準に当てはまるものは、知事が個別に指定しなくても有害図書類となります（包括指定）。
- だれでも、有害図書類を、青少年に売ったり、見せたりなどしてはいけません。（30万円以下の罰金）

◆図書類とは

書籍、雑誌、写真などのほか、ビデオ、DVDなどの電磁的記録媒体をいいます。

有害図書や有害興行などに関する「個別指定」の基準

- ① 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
- ② 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
- ③ 青少年の犯罪又は自殺を甚だしく誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

有害図書類に関する「包括指定」の基準

- ① 書籍、雑誌など
全裸、半裸、もしくはこれらに近い姿態での卑わいな描写又は性交、もしくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを載せたページ（表紙を含む。）の数が、20ページ以上であるもの又は総ページ数の5分の1以上であるもの
- ② ビデオ、DVD、ゲームソフトなど
①と同じ卑わいな姿態等を描写した場面が全体で3分を超えるもの又は20場面以上であるもの

※どちらも、詳しい基準は施行規則で定められています。

有害図書類の陳列場所の制限 (第11条・第12条)

- 書店、古書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店などでは、有害図書類（成人向け雑誌、アダルトビデオなど）を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に下図の方法で陳列しなければなりません。**(改善命令に従わないと30万円以下の罰金)**

- また、有害図書類の陳列場所に、下のような表示を見やすい文字により掲示しなければなりません。

有害図書類を陳列する方法

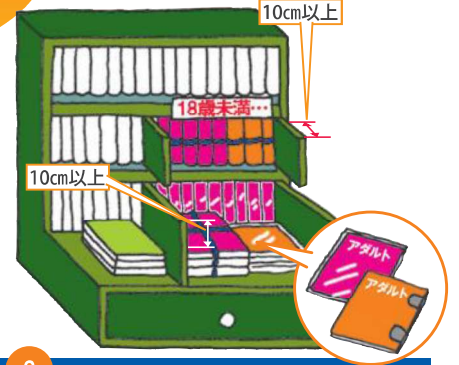
次のいずれかの方法で陳列しなければなりません。



- 1 部屋、間仕切り、ついたて等で隔離



- 2 レジの上または内側の場所にまとめて陳列



- 3 シール止めやビニール包装などをして、10cm以上張り出す仕切り板をつける。

18歳未満の方に対し、ここに陳列してある書籍、雑誌を販売したり閲覧させることは禁止されています。

- 書店、古書店、コンビニエンスストアなどでは、有害図書類の表紙が店の外部から見えない場所に陳列するように努めなければなりません。

家庭用ゲームソフトの販売に関する努力義務 (第13条・第14条)

- 有害図書類に該当しないものでも、Z区分に区分されている家庭用ゲームソフトを、青少年に売ったり、貸したり、見せたりしないよう努めなければいけません。

年齢別レーティング制度について

年齢別レーティング制度は、家庭用ゲームソフトに含まれる表現・内容により対象年齢を表示する制度で、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO)が審査を行っています。マークはパッケージの表面左下部分に表示され、パッケージの背表紙にも帯色をつけて表示されます。



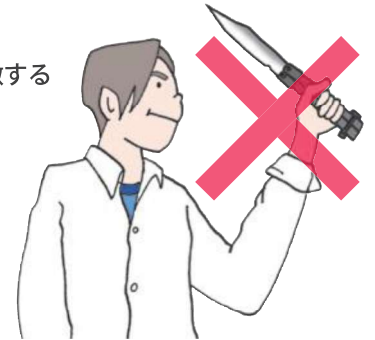
- 販売店等では、Z区分ゲームソフトの陳列に当たり、有害図書類の陳列方法で行うか、次の方法とするよう努めなければいけません。
 - ・150センチ以上の棚に仕切り板をもうけてまとめて陳列する
 - ・施錠されたガラスケース内に陳列する

有害興行の指定及び観覧の禁止（第9条）

- 知事は、著しく性的感情を刺激する描写があるなど個別指定の基準（P4参照）に該当する興行を、有害興行として指定することができます（個別指定）。
- 興行者は、有害興行を青少年に見せてはいけません。（30万円以下の罰金）
- 興行者は、青少年の有害興行の観覧を禁止する旨を表示しなければなりません。（10万円以下の罰金）

有害がん具類の指定及び販売等の禁止（第15条）

- 知事は、人の生命、身体に危害を及ぼすおそれのあるがん具や、性的感情を著しく刺激するがん具などを、有害がん具類として指定することができます（個別指定）。
 - ※指定されているもの
 - バタフライナイフ（平成10年3月）
 - エアソフトガン（平成18年2月）※威力0.135ジュールを超えるもの
- 次のいずれかに該当するものは指定しなくても有害がん具類となります（包括指定）。
 - ・性器を模したがん具（いわゆる大人のおもちゃ）
 - ・使用済み下着又はそう表示されたもの
- だれでも、有害がん具類を青少年に売ったり、与えたり、見せたりなどしてはいけません。（30万円以下の罰金）



図書類・がん具類の自動販売機の規制（第16条～第19条）

- 自動販売機（自動貸付機を含みます）により図書類・がん具類の販売・貸付をしようとする場合は、10日前までに知事に届け出なければなりません。（20万円以下の罰金）
- 自動販売機には、有害図書類や有害がん具類を収納してはいけません。（30万円以下の罰金）
- 知事は、自動販売機に有害図書類や有害がん具類が収納されていると認めるときは、事業者にもその除去を命ずることができます。これに従わないときや、収納を繰り返した事業者には、自動販売機の撤去を命ずることができます。

有害広告物の制限（第20条）

- 知事は、著しく性的感情を刺激する描写など個別指定の基準に該当する広告物（看板、ポスターなど）の広告主などに対して、撤去などを命じることができます。（命令に従わないと30万円以下の罰金）

有害広告文書の制限（第21条）

- 本やDVDを宣伝するために卑わいな写真などを掲載したチラシなどを、郵便受けに入れるなどして戸別に配ってはいけません。知事は、チラシなどを配った人（広告主や依頼者を含む）に対して、戸別に配ることを中止するよう命じることができます。（命令に従わないと30万円以下の罰金）

利用カードの販売の禁止、届出（第22条・第23条）

- だれでも、青少年に利用カード（テレホンクラブなどにつながる「ツーショットカード」など）を売ったり、与えたりなどしてはいけません。（30万円以下の罰金）
- 利用カードを販売しようとする場合は、10日前までに知事に届け出なければなりません。（20万円以下の罰金）

質受け・買受けの禁止（第28条）

- だれでも、青少年から物品を買い受けたり、質にとったりしてはいけません。（20万円以下の罰金）
- だれでも、青少年が所持する物品と商品券等を交換してはいけません。（20万円以下の罰金）
※保護者の同意がある場合を除きます。

着用済みの下着の買受けの禁止（第29条・第32条）

- だれでも、青少年から着用済み下着等を買ってはいけません。
また、あっせんや売却の勧誘、場所の提供も禁止されています。（30万円以下の罰金）

入れ墨（タトゥー）の禁止（第30条）

- だれでも、青少年に入れ墨を施してはいけません。
また、あっせんや勧誘も禁止されています。
（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）



みだらな性行為・わいせつな行為の禁止（第31条・第32条）

- だれでも、青少年にみだらな性行為やわいせつな行為をしてはいけません。
（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- 青少年にみだらな性行為等を教えたり、見せたり、場所を提供してはいけません。
（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）



スカウト行為などの禁止（第33条）

- だれでも、青少年に対して次の行為をしてはいけません。（30万円以下の罰金）
 - ・性風俗関連特殊営業（性風俗店など）で客に接する業務に従事するよう勧誘すること
 - ・接待飲食等営業（ホストクラブなど）の客となるように勧誘すること

有害薬品類の販売の禁止（第34条）

- だれでも、催眠、めいてい、興奮、幻覚などの作用を有する薬品類で知事が規則で定めるもの※を青少年が乱用することを知って、売ったり、与えたりしてはいけません。（20万円以下の罰金）
※有機溶剤やその5%以上の含有物（毒劇法で規制されるトルエン、シンナー、接着剤などを除く）

青少年指導員などの関係者の協力（第42条～第46条・第49条）

県

- 県は、保護者、事業者、青少年指導員などの関係団体や、市町村、学校などの関係機関と連携、協力して、青少年の健全な育成に関する取組を行うための体制を整備するよう努めます。
- 知事は、市町村が推薦する方を青少年指導員として委嘱します。
- 県は、非行等のある青少年が立ち直り、健全な生活を営むことができるようにするための取組を促進するため、関係者に対し、必要な情報の提供その他の施策を講ずるよう努めます。



県民

- 青少年指導員（規則で定める他の指導者を含みます）は、他の関係者等と連携・協力して、地域の青少年の健全な育成に役立つ取組を行います。
- 青少年指導員は、条例に違反している営業所などを発見したとき、知事に調査、指導などを要請できます。
- 保護者は、青少年の非行などを未然に防止するよう努めるとともに、困ったときは早めに学校、警察署などに相談し、その助言を受けるよう努めなければなりません。

立入調査（第51条）

- この条例の目的を達するため必要があるときは、知事が指定した職員や警察官は、営業所などに立ち入り、調査を行い、資料の提出を求めたり、関係人に質問したりすることができます。
（拒否・妨害・虚偽申告などは10万円以下の罰金）

罰則（第53条～第55条）

- 事業者等は、青少年であることを知らなかったことを理由に、処罰を免れることはできません。
- 従業者等が、営業者（法人又は人）の業務について条例に違反する行為を行ったときは、行為者だけでなく、営業者にも罰金刑が科せられます。
- この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しないこととしています。

【条例に関する担当窓口】

担当窓口	電話番号	指導・届出の所管区域
福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課 地域環境グループ	☎045-210-3848	横浜市、川崎市
横須賀三浦地域県政総合センター県民・防災課	☎046-823-0321	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地域県政総合センター県民・防災課	☎046-224-1111	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域県政総合センター県民・防災課	☎0463-22-9194	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地域県政総合センター県民課	☎0465-32-8904	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町

※このパンフレットの内容は、概要を分かりやすく伝えるために書かれたものです。
正しい文言や規定内容は、県のホームページで確認してください。
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p26719.html>